

連載

中小企業向け資金調達コンサルティング講座

資金調達の  
実践力

第29回

信用保証協会  
を確実に理解  
する

新居 智臣  
有限会社シンプルマネジメント 代表取締役/中小企業診断士

資金調達に絡んで仕事をしていて、「信用保証協会（以下、協会）を知らない！」は、そもそも話にならない。しかしながら協会の実態をしっかり押さえたうえで、的確な指摘、コンサルティング活動ができていくかとなると、かなり怪しいのではないか。今回は協会について話をしたい。

## 1. 信用保証協会とは

### (1) 信用保証協会の仕組み

まずは、「いろは」から。経営者によっては、公的機関ということで日本政策金融公庫（以下、日本公庫）のように融資をしてくれているところと思っ

ている方がいる。協会は、信用力の弱い中小企業が事業資金の借り入れや社債の発行による資金調達をするときに、保証人の役割を果たしてくれる公的機関であるこ

とを、まずは確認しておく。

利用の仕方は、①保証の申込、②保証の承諾、③融資、④返済となり、返済ができなくなると、協会が金融機関に対して貸付残債の弁済（代位弁済）を行う。この一連の流れを頭にしっかりと入れておくことが、何と言っても重要。少々わかりにくい代位弁済については、後ほど詳述する。

申込先は金融機関からの場合もあるが、たとえばコロナ融資が始まった当初では、各自治体への申込から始まっており、要確認事項である。保証の承諾、融資に至るプロセスへの対応力も実務では必須。流れ通りに進むのが当たり前とはならないからだ。協会が承諾しても、金融機関が最後にノーということもある。承諾→融資とは必ずしもいかないところを理解しておこう。

一連の全体の流れを頭に置き、「1 + 1 = 2」とはならない資金調達の原理を底辺に、協会との付き合い方を知り、協会对応の知識、ノウハウを駆使して資金調達に結び付けていくことが肝心だ。

### (2) 信用補完制度

協会が、保証人となる制度のことを「信用保証制度」という。先に述べた協会の存在意義とも言えるところである。この信用保証制度をバックアップしているのが、「信用保険制度」である。協会が行う信用保証に対するリスクを、日本公庫が保険によりカバーしている。

端的に言えば、代位弁済を行った場合、代位弁済額の70~90%を日本公庫が協会に支払っている。保証し融資した後、中小企業が返済ができなくなり、金融機関に弁済を行った、それを日本公庫がリカバーする。これを総称して「信用補完制度」と言う。

さらに、都道府県などが協会に貸付を行い、日本公庫でカバーできない部分を補助金の形で交付し、保証の枠組みを構成している点も理解しておいてほしいところだ。代位弁済した後の資金は、一言で言えば税金で賄われる。ここを押さえてお

くことで、再生、廃業支援に踏み込んだ場合にハードルが高くなる背景が理解できる。

## 2. 代位弁済

### (1) 回収の仕組み

中小企業が返済不能になり、協会が代わりに民間の金融機関に代位弁済すると、債権者は金融機関から協会に移る。

したがって、借り入れた資金に関する返済の話は、信用保証協会で行うわけだが、相手先は2つに分かれる。1つは、各協会にある回収専門部署、もう1つは、保証協会債権回収株式会社（サービサー）である。専門部署では担保があるものや裁判案件などを、サービサーでは無担保の案件などを扱っている。ちなみにサービサーに関しては、債権そのものを売却、譲渡せず、委託に基づき対応する。

民間の金融機関であれば債権を売却していることから、債務者はサービサーとの話で終わられる可能性があるが、協会の場合は債権は協会が持っているところがミソとなる。

### (2) 回収の問題点

回収時の取り立ては民間に比べれば厳しくないものの、先に述べた通り、税金を使う話であることから債権放棄等々では問題が複雑になる。この融通が利かなくなるところが、協会での代位弁済後の難題と言える。

廃業支援については以前に本誌で書いたが、廃業における金融債権の取り扱いの障害は、極論を言えば、協会などの公的機関にあることが多い。前出のように民間のサービサーであれば、たとえば1,000万円を100万円の現金返済で終わりにするといったことができるが、公的機関はそうは間屋が卸さない。融資を受ける際には強い助っ人ではあるものの、最後の出口では高い障壁となる。

## 3. 意外に知らない対象者について

### (1) 農業を営む中小企業

答えはOKである。しかし、気を付けるところは、商工業に関する事業資金でなければならない点。一部、例外はあるものの、事業に関する資金が対象である。農業というだけで対象外と思いつままないようにしたい。農業と商工業を営む中小企業は多い。

### (2) NPO 法人

これもOKである。日本公庫では、かなり前から貸付をしていたが、協会も平成27年から対応するようになった。ただし、常時雇用する人数などの対象要件は、よく調べておく必要がある。雇用にはボランティアは含まれない、などだ。また、事業活動を行っていることも重要。寄付行為のみで存在しているNPOは対象とならないし、協会の対象事業である点も要注意事項となる。

### (3) 外国人

こちらも原則、大丈夫だ。そもそも、中小企業信用保険法では国籍に関する記述がない。ただ、実際の運用に関しては、おのおのの協会では違いはあり、在留資格などによって対応の仕方が変わってくることを理解しておきたい。利用する協会に事前に確かめるといった取り組みが重要だ。筆者も先日、永住権を持っている外国籍の方の創業資金についてお手伝いした。永住権をお持ちだったので制度上は問題なかったが、日本語で事業の詳細を語れないというジレンマに陥ったのだが……。

協会の活用は、融資という観点から外せない。とはいえ、日本の信用保証制度が保険により税金で賄われており、その額は大きくなりつつある。今後、見直されるかもしれないという事実がある。協会の動きへの感度を常に高めておく必要がある。